

令和 6 年 2 月 1 6 日

○条例

小田原市議会事務局設置条例の一部を改正する条例

## 小田原市議会事務局設置条例の一部を改正する条例

### [改正理由]

小田原市議会の事務局の名称を議会局に変更するため改正する。

### [内 容]

#### 1 事務局の名称の変更（第1条関係）

事務局の名称を議会局に変更することとする。

#### 2 事務局の名称の変更に伴う関係条例の整備（改正条例附則第2項及び第3項関係）

1による事務局の名称の変更に伴い、次の条例について、所要の規定の整備を行うこととする。

(1) 小田原市議会基本条例（第12条関係）

(2) 小田原市議会委員会条例（別表関係）

#### 3 その他

規定を整備することとする。

### [適 用]

令和6年4月1日

小田原市議会事務局設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 2 月 1 6 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

### 小田原市条例第 3 号

小田原市議会事務局設置条例の一部を改正する条例

小田原市議会事務局設置条例（昭和 2 5 年小田原市条例第 1 4 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「事務局」の次に「として議会局」を加える。

第 2 条中「事務局に」を「議会局に」に、「事務局長」を「議会局長」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 前項の議会局長は、事務局長とする。

第 3 条中「小田原市職員定数条例」を「、小田原市職員定数条例（昭和 2 4 年小田原市条例第 1 0 0 号）」に改める。

第 4 条中「議長」を「、議長」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（小田原市議会基本条例の一部改正）

2 小田原市議会基本条例（平成 2 5 年小田原市条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

目次及び第 6 章の章名中「議会事務局」を「事務局」に改める。

第 1 2 条の見出しを「（事務局）」に改め、同条中「議会事務局」を「事務局」に改める。

（小田原市議会委員会条例の一部改正）

3 小田原市議会委員会条例（昭和 3 9 年小田原市条例第 6 6 号）の一部を次のように改正する。

別表総務常任委員会の項中「議会事務局」を「議会局」に改める。